

日本学生支援機構奨学金に係る税の更正に関する申告書

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」といいます。）に対し、私が機構に申請した、又は機構から支給もしくは貸与を受

税の更正に伴い複数年度の申告書を提出する場合は、本申告書も年度ごと提出してください。

可能性があることや、再判定がなされた結果、再判定の前よりも少ない支給額や貸与額となる可能性が生じることを承知しています。なお、本申告に基づき給付奨学金の再判定がなされた結果、第一種奨学金の貸与月額についても現在の月額から増額又は減額された額に変更（併給調整）されることがありますが、既に振り込まれた奨学金について超過が生じた場合においては、諸規程の定めに基づき、貸与終了後に返還金として取り扱うことに同意します。

【以下の項目を確認しました。】

- ☒ 市区町村から税の更正が分かる書類（更正（決定）通知書など）を受け取りました。
- ☒ 税の更正に関する申告を機構に対して行う旨を学校へ連絡しました。

（確認しチェックをした項目は「税の更正に関する申告を機構に対して行う旨を学校へ連絡しました。」と記入するときは二重線にて抹消し、直近余白に記入してください。）

学校名	日本学生支援機構	学籍	123456789
学生本人	(カナ) キコウ タロウ 氏名(自署): 機構 太郎 (生年月日) 2006年 10月 1日	本人特定のため、「奨学生番号」または「奨学金申請時の受付番号(登録番号)」のどちらかの記入をお願いします。	
【奨学生として採用されている場合】 奨学生番号(11桁)	5 2 5 - 0 4 - 1 2 3 4 5 6		
【奨学生として採用されていない場合】 登録番号(受付番号)16桁	Z 0 1 2 3 4 5 6 - 7 8 8 - 1 2 3 4 5		

提出する書類の課税の年度を確認し記入します。

※前年分の所得を基に今年度の住民税が決定します。同じ年度についての書類であっても、書類によって、課税の年度が記載されているものと所得の年(年分)が記載されているものがあります。表記の違いに注意してください。

(例) 添付書類の年度表記	・令和7年度 ・令和7年度(令和6年分) ・令和6年分	申告書に記入する年度	令和7年度
---------------	-----------------------------------	------------	-------

「申告する税の年度」及び添付書類		税の更正があった者(税の更正が分かる書類「更正(決定)通知書」などの宛先の人物)	
令和 7 年度 税の更正が分かる書類 (「更正(決定)通知書」の№-など)	☐ 学生本人	☒ 生計維持者① 続柄 父 氏名 (機構 一郎)	添付書類の宛先の人物にチェック・記入します。 ※添付書類の宛先と同じ人にチェック・記入してください。
上記申告する税の年度において、学生本人は、いずれかの生計維持者の扶養控除の対象にしていますか。※1	☒ 扶養控除の対象である ☐ 扶養控除の対象でない	上記申告する税の年度において、生計維持者が扶養している「子ども」は何人ですか。(生計維持者①及び②の合計)※2	3人

- ※1 今回の住民税の更正を反映し、機構に届け出ている生計維持者が、奨学生等本人を扶養している場合は、「扶養控除の対象」となります。
- ※2 本人が、勤労学生控除を受けている場合、「扶養控除の対象」ではありません。
- ※3 今回の税の更正を反映し、機構に届け出ている生計維持者が扶養している「子ども」の合計を記載してください。
- ※4 奨学生等本人が生計維持者に扶養されている場合は数に含めてください。
- ※5 申告対象となる「子ども」の範囲は、機構 HP を参照してください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/daiyonkubun.html>

本件の連絡先	東京(都)・道・府・県 中 (カナ) キコウ イチロウ 氏名: 機構 一郎 電話: 090-XXX-XXXX ※平日 17:00 までで連絡がつく時間帯や曜日などご希望があればご記入ください。 (水曜日は 12 時から 18 時まで、それ以外の曜日は 8 時から 20 時まで)
--------	--

ご記入いただいた情報は、本申告に係る手続きのために利用し、この利用目的の適正な範囲において、当該情報（再判定の結果情報を含む）が学校に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、偽りその他不正の手段により申告等を行い、それによって給付奨学金の支給を受けたときは、支給を受けた額に最大 140/100 を乗じた金額が国税徴収の例により徴収されます。